

公益財団法人日本調停協会連合会定款

目次

- 第1章 総則（1条・2条）
- 第2章 目的及び事業（3条・4条）
- 第3章 資産及び会計（5条－11条）
- 第4章 会員（12条）
- 第5章 評議員（13条－16条）
- 第6章 評議員会（17条－23条）
- 第7章 役員（24条－30条）
- 第8章 理事会（31条－38条）
- 第9章 事務局（39条）
- 第10章 委員会（40条）
- 第11章 定款の変更及び解散（41条－44条）
- 第12章 公告の方法（45条）
- 第13章 補足（46条）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、公益財団法人日本調停協会連合会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、調停制度の健全な運営を確保し、その改善発展に寄与することを

目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調停制度及びこれに関する法規を調査・研究し、調停制度の改善発展につき提言する事業
 - (2) 前号の調査・研究の資料の蒐集
 - (3) 調停制度の普及及び広報活動
 - (4) 全国の各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会、その他調停制度に関連する諸団体との連絡・意見交換及び調査・研究の資料並びに調査・研究の成果の交換
 - (5) 調停に関する出版物の刊行
 - (6) 調停に関する相談会・研究会・講演会の開催
 - (7) 調停委員に対する研修の実施
 - (8) 全国調停委員大会の実施
 - (9) 裁判所と調停委員との連絡・意見交換
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 会員

（会員）

第12条 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本会の会員となることができる。

2 会員は、本会の目的と事業達成に協力し、本会は、その事業を通じて会員に協力する。

3 会員は、理事会の定める会費を支払う。

4 会員に関する規則は、理事会で定める。

第5章 評議員

（評議員）

第13条 本会に評議員50名以上60名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第16条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、法令、本定款及び評議員会において定める規則（以下「評議員会規則」という。）に基づき運営する。

（議長・副議長）

第18条 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長1名を選任する。

- 2 議長は、評議員会を主催し、法令、本定款及び評議員会規則で定められた職務

を行う。

- 3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指定されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 3 定款の変更
- 4 残余財産の処分
- 5 基本財産の処分又は除外の承認
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
 - ② 定款の変更
 - ③ 基本財産の処分又は除外の承認
 - ④ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第7章 役員

(役員の設定)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事 25名以上31名以内
 - ② 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、8名以上10名以内を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職

務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、本会の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、理事長の職務を代行する。
- 4 第2項及び第3項に掲げる理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 本会の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度定時理事会として事業年度終了後3箇月以内と2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長があらかじめ定められた順序により、理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又はその指名した副理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第19

7条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第10章 委員会

(委員会)

第40条 本会は、理事会の決議により、目的を定めて委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、委員会の委員長、副委員長、委員を任命する。ただし、理事会を開催しないときにこれらの者を任命する必要がある場合、理事長は、これを任命することができるものとし、任命後直近に開催する理事会において、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会に関する事項は、理事会において定める規則をもって定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第42条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の開始日)

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事)

第3条 本会の最初の代表理事は、別紙1代表理事名簿記載の者とする。

(最初の評議員)

第4条 本会の最初の評議員は、別紙2評議員名簿記載の者とする。

(会員に関する経過措置)

第5条 財団法人日本調停協会連合会寄附行為第6条第1項1号に基づく協力団体である全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本定款第12条第1項に基づく会員とする。

令和3年度役員名簿(敬称略)

公益財団法人日本調停協会連合会

(異動年月日 令和3年6月15日)

役職	氏名	所属調停協会	備考
理事長	山名 学	東京民事調停協会連合会	非常勤
副理事長	八百屋 伴 声	東京民事調停協会連合会	非常勤
	宗石 公 喜	東京家事調停協会	〃
	田川 直 之	大阪民事調停協会	〃
	市橋 良 子	大阪家事調停協会	〃
	安井 信 久	愛知県民事調停協会連合会	〃
	小西 秀 宣	広島民事調停協会連合会	〃
	木村 元 昭	福岡調停協会連合会	〃
	佐々木 雅 康	宮城調停協会連合会	〃
	高橋 智	札幌調停協会連合会	〃
宮崎 浩 二	香川調停協会連合会	〃	
理事	金井 克 仁	東京民事調停協会連合会	非常勤
	牛尾 康 子	東京家事調停協会	〃
	望月 猛	東京家事調停協会	常 勤
	大島 正 寿	神奈川家事調停協会連合会	非常勤
	洞江 秀	静岡県調停協会連合会	〃
	澤田 孝	京都調停協会連合会	〃
	河合 英 樹	兵庫県調停協会	〃
	須和 隆 彦	奈良県調停協会	〃
	池田 桂 子	愛知県家事調停協会連合会	〃
	奥村 回	石川調停協会連合会	〃
	飯岡 久 美	広島家事調停協会連合会	〃
	中山 修 身	山口調停協会連合会	〃
	永松 健 幹	福岡調停協会連合会	〃
	武田 信 暁	福岡調停協会連合会	〃
	宮部 剛	宮城調停協会連合会	〃
	安孫子 俊 彦	山形県調停協会連合会	〃
	浅水 正	札幌調停協会連合会	〃
	河村 龍 三	釧路調停協会連合会	〃
河合 康 夫	香川調停協会連合会	〃	
豊永 寛 二	徳島調停協会連合会	〃	
監事	服部 好 男	静岡県調停協会連合会	非常勤
	樫畑 直 尚	和歌山県調停協会連合会	〃
	青島 明 生	富山県調停協会連合会	〃
評議員	宇多 正 行	東京民事調停協会連合会	非常勤
	面川 典 子	東京家事調停協会	〃
	延命 政 之	神奈川民事調停協会連合会	〃
	濱 和 男	神奈川家事調停協会連合会	〃
	荒木 直 人	埼玉調停協会連合会	〃
	高山 幸 雄	千葉県調停協会連合会	〃
	後藤 直 樹	茨城調停協会連合会	〃
	蓬田 勝 美	栃木県調停協会連合会	〃
	小磯 正 康	群馬調停協会連合会	〃
	羽畑 あい子	静岡県調停協会連合会	〃

中澤朋子	山梨調停協会	〃
町田清	長野県調停協会連合会	〃
金子修	新潟県調停協会連合会	〃
和泉暁雄	大阪民事調停協会	〃
雪本可人	大阪家事調停協会	〃
吉田誠司	京都調停協会連合会	〃
白井俊美	兵庫県調停協会	〃
上見政司	奈良県調停協会	〃
井上政治	滋賀調停協会	〃
島村辰彦	和歌山県調停協会連合会	〃
村上朝朗	愛知県民事調停協会連合会	〃
今村憲治	愛知県家事調停協会連合会	〃
布生太造	三重調停協会連合会	〃
安藤友人	岐阜県調停協会連合会	〃
窪田善一郎	福井県調停協会連合会	〃
河崎祐彦	石川調停協会連合会	〃
前多悟	富山県調停協会連合会	〃
本田祐二	広島民事調停協会連合会	〃
檜垣雅子	広島家事調停協会連合会	〃
上原幸枝	山口調停協会連合会	〃
奥田哲也	岡山調停協会連合会	〃
渡辺明彦	鳥取調停協会連合会	〃
柴田久美子	島根県調停協会	〃
吉原敦子	福岡調停協会連合会	〃
牟田清敬	佐賀調停協会連合会	〃
國弘達夫	長崎調停協会連合会	〃
麻生昭一	大分調停協会連合会	〃
塩田直司	熊本県調停協会連合会	〃
堂免修	鹿児島調停協会連合会	〃
中島多津雄	宮崎調停協会連合会	〃
島袋秀勝	沖縄調停協会連合会	〃
宇留賀孝男	宮城調停協会連合会	〃
菅野昭弘	福島県調停協会連合会	〃
宮地真司	山形県調停協会連合会	〃
太田秀栄	岩手調停協会連合会	〃
面山恭子	秋田調停協会連合会	〃
沼田徹	青森県調停協会連合会	〃
神谷奈保子	札幌調停協会連合会	〃
船木隆行	函館調停協会連合会	〃
井内敏樹	旭川調停協会連合会	〃
香川博	釧路調停協会連合会	〃
三船麻美	香川調停協会連合会	〃
松尾泰三	徳島調停協会連合会	〃
生藤美寿香	高知調停協会連合会	〃
宮部高至	愛媛調停協会連合会	〃

令和 2 年度事業報告書

年 月 日	摘 要
令和 2. 4. 8	在京理事会
5. 1 8	令和元年度会計監査
1 9	在京理事会
2 2	調停時報担当主査会議
2 2	広報委員会調停時報編集部会
2 8	定時理事会
2 9	家庭事件研究会総会
6. 1 1	定時評議員会
1 6	臨時理事会
1 8	ケース研究編集準備会
1 8	調停時報担当主査会議
1 8	広報委員会調停時報編集部会
2 4	家庭事件研究会編集委員会
2 5	ケース研究誌第 3 3 8 号刊行
2 9	事務引継
2 9	在京理事会
3 0	研修委員会民事部会
7. 6	研修委員会家事部会
7	正副理事長会
8	広報委員会広報部会
1 3	記念誌編纂チーム
1 3	資産運用グループ
2 1	ケース研究編集準備会
2 5	調停時報 2 0 5 号刊行
8. 2 4	研修委員会民事部会
2 8	調停制度施行 100 周年・日調連創立 70 周年記念事業打合せ
9. 1	在京理事会
3	ケース研究編集準備会
9	広報委員会広報部会
1 0	研修委員会家事部会

1 1	正副理事長会
1 5	記念誌編纂部会
1 5	鹿屋調停協会主催研修会。講師・野平康博弁護士
1 0. 5	研修委員会民事部会
5	在京理事会
6	ケース研究編集準備会
9	制度検討委員会
1 3	浜松調停協会主催研修会。講師・静岡文化芸術大学下澤獄教授
2 0	調停時報担当主査会議
2 0	広報委員会調停時報編集部会
2 3	研修委員会家事部会
2 5	ケース研究誌第 3 3 9 号刊行
2 6	家庭事件研究会編集委員会
2 8	記念誌編纂部会
1 1. 3	京都家事調停協会主催研修会。講師・福岡大学法科大学院小川富之教授
5	研修委員会民事部会
1 0	大阪民事調停協会主催研修会。講師・松田青華フリーアナウンサー
1 3	研修委員会広報部会
2 0	ケース研究編集準備会
2 4	調停時報担当主査会議
2 4	広報委員会調停時報編集部会
3 0	在京理事会
1 2. 7	研修委員会民事部会
9	記念誌編纂部会
1 1	上半期会計監査
1 1	正副理事長会
1 1	在京理事会
1 4	高崎調停協会主催研修会。講師・上智大学大学院原強教授
2 4	研修委員会家事部会
2 5	ケース研究編集準備会
令和 3. 1. 1 4	制度検討委員会
1 0	調停時報 2 0 6 号刊行
2 2	ケース研究編集準備会

2 9	100 年誌部会
2. 2	研修委員会民事部会
5	制度検討委員会
1 0	在京理事会
1 2	京都民事調停協会主催研修会。講師・山本陽子臨床心理士
1 8	資産運用グループ
1 8	神戸調停協会主催研修会。講師・藤原孝洋弁護士
2 5	制度検討委員会全体会議
2 5	定時理事会
2 5	100 年誌部会
2 6	家庭事件研究会編集委員会
2 5	ケース研究誌第 3 4 0 号刊行
3. 1	記念誌編纂部会
2	研修委員会民事部会
1 1	周年関係打合せ
1 1	在京理事会
1 2	研修委員会家事部会
2 6	ケース研究編集準備会
2 9	100 年誌部会
3 1	記念誌編纂部会

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,356,920	11,836,945	16,519,975
売掛金	5,490	3,480	2,010
棚卸資産	795,414	8,090,881	△ 7,295,467
前払金	340,000	0	340,000
未収金	12,880	6,000	6,880
前払費用	0	137,434	△ 137,434
流動資産合計	29,510,704	20,074,740	9,435,964
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	328,130,000	△ 209,000,000
基本財産・金銭信託	300,000,000	100,000,000	200,000,000
投資有価証券	209,000,000	200,000,000	9,000,000
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,576,000	11,132,000	1,444,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立資産	8,438,718	8,438,718	0
公益目的積立資産	5,500,000	2,000,000	3,500,000
全国大会積立資産	4,000,000	0	4,000,000
特定資産合計	44,668,572	35,724,572	8,944,000
(3) その他固定資産			
什器備品	161,292	221,493	△ 60,201
一括償却資産	699,601	0	699,601
ソフトウェア	290,601	380,349	△ 89,748
その他固定資産合計	1,151,494	601,842	549,652
固定資産合計	673,950,066	664,456,414	9,493,652
資産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	774,922	117,669	657,253
預り金	125,795	121,885	3,910
前受金	3,000	6,000	△ 3,000
賞与引当金	2,078,000	2,057,000	21,000
流動負債合計	2,981,717	2,302,554	679,163
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,576,000	11,132,000	1,444,000
固定負債合計	12,576,000	11,132,000	1,444,000
負債合計	15,557,717	13,434,554	2,123,163
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産	51,334,335	34,527,882	16,806,453
(うち特定資産への充当額)	(23,653,854)	(16,153,854)	(7,500,000)
正味財産合計	687,903,053	671,096,600	16,806,453
負債及び正味財産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	837,403	345,106	492,297
特定資産運用益	2,612	29,499	△ 26,887
事業収会益	18,999,391	15,862,483	3,136,908
受取負債金	65,000,000	65,000,000	0
受取寄附金	309,840	171,026	138,814
受取雑収益	11,710,000	8,870,000	2,840,000
雑収益	30,289	363,281	△ 332,992
経常収益計	96,889,535	90,641,395	6,248,140
(2) 経常費用			
事業費	69,614,891	68,463,695	1,151,196
管理費	10,468,191	17,154,843	△ 6,686,652
経常費用計	80,083,082	85,618,538	△ 5,535,456
評価損益等調整前当期経常増減額	16,806,453	5,022,857	11,783,596
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	16,806,453	5,022,857	11,783,596
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	16,806,453	5,022,857	11,783,596
一般正味財産期首残高	34,527,882	29,505,025	5,022,857
一般正味財産期末残高	51,334,335	34,527,882	16,806,453
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	837,403	345,106	492,297
一般正味財産への振替額	△ 837,403	△ 345,106	△ 492,297
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	636,568,718	636,568,718	0
指定正味財産期末残高	636,568,718	636,568,718	0
III 正味財産期末残高	687,903,053	671,096,600	16,806,453

財務諸表に対する注記

1 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在していない。

2 重要な会計方針

この財務諸表は公益法人会計基準(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 改正令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会)に準拠して作成している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

基本財産及び特定資産の全ての債券は満期保有目的とし、償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

その他固定資産の什器備品の減価償却は定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金については、職員の賞与支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上している。

② 退職給付引当金については、職員の自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

変更なし。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	328,130,000	0	209,000,000	119,130,000
金銭信託	100,000,000	200,000,000	0	300,000,000
投資有価証券	200,000,000	9,000,000	0	209,000,000
小計	628,130,000	209,000,000	209,000,000	628,130,000
特定資産				
退職給付引当資産	11,132,000	1,444,000	0	12,576,000
記念事業積立資産	14,153,854	0	0	14,153,854
ケース研究積立資産	8,438,718	0	0	8,438,718
公益目的積立資産	2,000,000	3,500,000	0	5,500,000
全国大会積立資産	0	4,000,000	0	4,000,000
小計	35,724,572	8,944,000	0	44,668,572
合計	663,854,572	217,944,000	209,000,000	672,798,572

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	119,130,000	(119,130,000)	-	-
金銭信託	300,000,000	(300,000,000)	-	-
投資有価証券	209,000,000	(209,000,000)	-	-
小計	628,130,000	(628,130,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当資産	12,576,000	-	-	(12,576,000)
記念事業積立資産	14,153,854	-	(14,153,854)	-
ケース研究積立資産	8,438,718	(8,438,718)	-	-
公益目的積立資産	5,500,000	-	(5,500,000)	-
全国大会積立資産	4,000,000	-	(4,000,000)	-
小計	44,668,572	(8,438,718)	(23,653,854)	(12,576,000)
合計	672,798,572	(636,568,718)	(23,653,854)	(12,576,000)

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,932,705	4,771,413	161,292
一括償却資産	1,049,400	349,799	699,601
ソフトウェア	448,740	158,139	290,601
合計	6,430,845	5,279,351	1,151,494

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
基本財産運用益	837,403
合計	837,403

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記4「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため省略する。

2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,057,000	2,078,000	2,057,000	0	2,078,000
退職給付引当金	11,132,000	1,444,000	0	0	12,576,000

財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金				
	現金	手元保管	運転資金として	401,925	
	普通預金	りそな銀行東京公務部	同上	18,959,240	
		三菱UFJ信託銀行本店	同上	358,052	
		三井住友信託銀行本店	同上	382,608	
	通常貯金	ゆうちょ銀行	同上	6,864,054	
	郵便振替	ゆうちょ銀行	同上	945,449	
		ゆうちょ銀行	同上	445,592	
			【現金預金計】	28,356,920	
	売掛金		公1(4)出版事業の書籍代金である。	5,490	
			【売掛金計】	5,490	
	棚卸資産	書籍「家事調停条項例集」他計1259冊	公1(4)出版事業の在庫である。	795,414	
			【棚卸資産計】	795,414	
未収金	法務省他	公1(4)出版事業のケース研究誌の令和2年度購読料である。	12,880		
		【未収金計】	12,880		
前払金	榊東京国際フォーラム	公1(6)全国大会事業の令和3年10月5日開催予定の第69回全国調停委員大会の会場費である。	340,000		
		【前払金計】	340,000		
流動資産合計				29,510,704	
(固定資産)	基本財産	定期預金	三井住友信託銀行本店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	50,000,000
			りそな銀行東京公務部	同上	50,000,000
			大和ネクスト銀行ホテイ支店	同上	19,130,000
		金銭信託	三菱UFJ信託銀行本店	同上	300,000,000
		投資有価証券	大和証券新宿支店	同上	109,000,000
			野村證券本店	同上	100,000,000
			【基本財産計】	628,130,000	
	特定資産	退職給付引当資産	りそな銀行東京公務部(定期預金)	職員退職引当資産として管理している。	12,576,000
		記念事業積立資産	大和ネクスト銀行ホテイ支店(定期預金)	他1記念事業の事業費用として積み立てている。	14,153,854
		ケース研究積立資産	りそな銀行東京公務部(普通預金)	公1(4)出版事業のケース研究発行に対する寄附金である。	8,438,718
		公益目的積立資産	りそな銀行東京公務部(普通預金)	公1(6)全国大会事業の周年事業の準備資金として積み立てている。	5,500,000
		全国大会積立資産	りそな銀行東京公務部(普通預金)	公1(6)全国大会事業の周年事業の準備資金として積み立てている。	4,000,000
			【特定資産計】	44,668,572	
その他固定資産	什器備品	会議用テーブル等	(共用財産)	161,292	
			うち公益目的保有財産	71,154	
			うち他1顕彰事業財産	90,138	
	一括償却資産	ノートパソコン等	(共用財産)	699,601	
			うち公益目的保有財産	517,705	
			うち他1顕彰事業財産	6,996	
			うち法人会計財産	174,900	
	ソフトウェア	会計ソフト	(共用財産)	290,601	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
			うち公益目的保有財産 うち他1顕彰事業財産 うち法人会計財産 【その他固定資産計】	215,045 2,906 72,650 1,151,494
固定資産合計		うち公益目的保有財産 その他の財産		673,950,066
資産合計				703,460,770
(流動負債)	未払金	(株)アイウィル 日本郵便(株) キャノンマーケティングジャパン(株) 関彰商事(株) アスクル(株) NTTファイナンス(株) NTTコミュニケーションズ(株) 最高裁判所 その他	公1(3)広報事業の3月分ホームページ管理料である。 公1(4)出版事業の書籍等の送料である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分コピー料金である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分ネットワークサポート料金、プリンター購入費用等である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する事務用品料金である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分電話料金である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する3月分電話料金である。 公益目的事業を含む全ての事業に使用する2月分3月分電気料金である。 法人会計で管理する3月分健康保険料及び厚生年金保険料等事業主負担金である。	65,780 870 9,780 309,650 103,046 13,811 6,270 5,552 260,163
	預り金	職員他	【未払金計】 源泉所得税	774,922 125,795
	前受金	購読者1名	【預り金計】 公1(4)出版事業のケース研究誌の令和2年度購読料である。	125,795 3,000
	賞与引当金	職員	【前受金計】 公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の賞与の引当金である。 【賞与引当金計】	3,000 2,078,000 2,078,000
流動負債合計				2,981,717
(固定負債)	退職給付引当金	職員	公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の退職給付金の引当金である。 【退職給付引当金計】	12,576,000 12,576,000
固定負債合計				12,576,000
負債合計				15,557,717
正味財産				687,903,053

令和3年度事業計画書

項 目	事 業 内 容	実 施 時 期
全国調停委員 大会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第69回全国調停委員大会（東京）の開催 	10月
調停委員の 研修，研鑽	<ul style="list-style-type: none"> ・各地調停協会における研修会への講師派遣 ・各地調停協会に対する研修に有用な情報提供 	随 時 随 時
調停をめぐる 調査，研究等	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度に関する調査研究 ・関係当局に対する要望，建議（関係当局との懇談会実施） 	随 時 随 時
調停制度の 普及宣伝広報 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日調連ホームページの充実 ・行政窓口担当者向け調停制度説明会の実施 ・各地調停協会への調停手続相談の委嘱と調停制度の広報宣伝依頼 	随 時 随 時 6月
各地調停協会 の事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・調停手続相談事業への補助（補助費交付） ・地域調停協会連合会別調停委員大会の開催（補助費交付） ・地域調停協会連合会への事業補助（補助費交付） 	7月，11月 7月 7月
出版物の刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「調停時報」の刊行 ・「ケース研究」の刊行 ・調停関係図書の出版 	1月，7月 2，6，10月 随 時
調停委員の 表彰等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域調停協会連合会における日調連功労者表彰の実施（表彰状と記念品） ・日調連役員退任者への謝意呈上（感謝状） ・寄附調停委員への謝意呈上（日調連バッジ等の贈呈） 	9～11月 10月 随 時

収支予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益財団法人日本調停協会連合会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
	調停事業	顕彰事業		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基 本 財 産 運 用 益	770,000	0	0	770,000
特 定 資 産 運 用 益	610	0	0	610
事 業 業 寄 附 金	14,504,000	0	0	14,504,000
受 取 寄 附 金	9,000,000	0	0	9,000,000
受 取 負 担 費	42,900,000	2,275,000	19,825,000	65,000,000
受 取 負 担 費	115,000	0	0	115,000
雑 収 益	200	0	300,000	300,200
経常収益計	67,289,810	2,275,000	20,125,000	89,689,810
(2) 経常費用				
事 業 費	68,463,500	1,841,814	0	70,305,313
管 理 費	0	0	15,202,717	15,202,717
経常費用計	68,463,500	1,841,814	15,202,717	85,508,030
当期経常増減額	△ 1,173,690	433,186	4,922,283	4,181,780
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,173,690	433,186	4,922,283	4,181,780
一般正味財産期首残高	2,062,057	22,180,951	27,091,327	51,334,335
一般正味財産期末残高	888,367	22,614,137	32,013,610	55,516,115
II 指定正味財産増減の部				
受 取 寄 附 金	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	636,568,718	0	0	636,568,718
指定正味財産期末残高	636,568,718	0	0	636,568,718
III 正味財産期末残高	637,457,085	22,614,137	32,013,610	692,084,833

(注) イ 借入金限度額 0円
 ロ 債務負担額 0円

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11,836,945	10,239,770	1,597,175
売掛金	3,480	129,728	△ 126,248
棚卸資産	8,090,881	8,643,744	△ 552,863
前払掛替	0	340,000	△ 340,000
立未収	0	1,710,000	△ 1,710,000
前払費用	6,000	614,290	△ 608,290
流動資産合計	137,434	0	137,434
	20,074,740	21,677,532	△ 1,602,792
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	328,130,000	628,130,000	△ 300,000,000
金銭信託	100,000,000	0	100,000,000
投資有価証券	200,000,000	0	200,000,000
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,132,000	10,360,000	772,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立資産	8,438,718	8,438,718	0
公益目的積立資産	2,000,000	0	2,000,000
特定資産合計	35,724,572	32,952,572	2,772,000
(3) その他固定資産			
什器備品	221,493	281,694	△ 60,201
ソフトウェア	380,349	178,416	201,933
その他固定資産合計	601,842	460,110	141,732
固定資産合計	664,456,414	661,542,682	2,913,732
資産合計	684,531,154	683,220,214	1,310,940
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払借金	117,669	4,028,034	△ 3,910,365
前受金	121,885	418,437	△ 296,552
賞与引当金	6,000	0	6,000
流動負債合計	2,057,000	2,340,000	△ 283,000
	2,302,554	6,786,471	△ 4,483,917
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,132,000	10,360,000	772,000
固定負債合計	11,132,000	10,360,000	772,000
負債合計	13,434,554	17,146,471	△ 3,711,917
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(34,527,882)	(29,505,025)	(5,022,857)
	(16,153,854)	(14,153,854)	(2,000,000)
正味財産合計	671,096,600	666,073,743	5,022,857
負債及び正味財産合計	684,531,154	683,220,214	1,310,940